

何が始まる？何をやらなきゃいけない？

追加開催日  
あらたに決定！

# ゼロから始め対応方法までわかる マイナンバー制度

西遠労務協会のマイナンバー制度セミナーには、すでに浜松周辺の多数の企業様（120社、145名様 4/15時点）からご参加のお申し込みをいただいております。

今回、追加開催の日程が決定いたしましたので、マイナンバーについてまだ取組を始めていない企業様、まだお申し込みをいただけない企業様、ぜひ参加をご検討ください。また、ご参加特典として、従業員への通知書・採用決定者への書類・誓約書・他各種ひな形もご提供します。

【開催日】 平成27年	4/15 終了しました
	4/20 終了しました
	4/24 終了しました
《追加開催》	ご好評につき、5/14分の受付は終了しました
《追加開催》	ご好評につき、5/21午前分の受付は終了しました
《追加開催》	ご好評につき、5/21午後分の受付は終了しました
《追加開催》	ご好評につき、5/26午後分の受付は終了しました
《追加開催》	6月2日(火) 13:30～15:30
《追加開催》	6月5日(金) 13:30～15:30

【会場】 浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】 1名様 5,400円（顧問先様 無料）

【定員】 20名様（申込順）

（申し訳ないですが、同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2

TEL : 053-436-1033 FAX: 053-436-1138

HP : <http://www.seienroumu.com>



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコーチ人事研究所代表 社会保険労務士として、多くの顧問先企業から相談をうけている。「経営」「法律」「人の気持ち」のバランスをとった労務管理こそが大切と考えている。

## 【主なセミナー内容】

1. マイナンバー制度の概要  
(制度の目的(意図)から、結局どういうものなのか、までを、わかりやすくご説明)
2. マイナンバー制度に関して今、今後、企業がしなければならないことと、それをやるべき時期  
・従業員への適切な説明の仕方  
・従業員からのマイナンバーの集め方(本人分の取り扱い・家族分の取り扱い)
3. 採用時のマイナンバーの取り扱い
4. マイナンバーの記載が必要な書類
5. マイナンバー漏洩の場合の企業・管理責任者の責任と罰則
6. 会社内における経営者・責任者の役割、すべきこと
7. マイナンバーの社内管理の仕方(企業が求められているマイナンバーの厳格管理)
8. 給与計算や社会保険事務をアウトソーシングしているときの、企業のアウトソーシング先の監督義務
9. その他、マイナンバー制度の最新情報
10. 法人番号とは

《参加特典》

従業員への通知書・誓約書他各種ひな形をご提供！！

## 《4/15の第1回マイナンバーセミナー参加者アンケートより》

～「わかりやすかった」というお言葉をたくさんの皆様からいただきました～

- マイナンバー制度は名前だけ知っている状態で不安でしたが、本日の内容でだいたいやるべきことがわかりました。
- 大変わかりやすいセミナーでした。ありがとうございます。今回のセミナーを聞いて、今後準備したりやらなければならないことが多くあることがわかりました。また管理の重要性も認識することができました。本日はありがとうございます。
- まだ時間があるとおもっていましたが、早々に対応していかなくてはならないと思いました。
- 資料も充実しており、よく理解できました。
- 内容に関し、よくまとめられ、わかりやすかったです。自身の理解と社員への教育が大切と感じました。(コンプライアンス教育が重要) あと半年、今日教わったことをまとめてまいります。
- 内容説明分かりやすく、理解できました。個人からマイナンバーを集めていく方法、保管方法の規程等はどうにしたらいいか話し合いを社内で決めていく予定ですが大変な仕事だと思いました。個人情報をもれたりしないようにするにはどうしたらいいのか明確化する方法も考えなければいけないのでむずかしいです。今日はありがとうございます。
- 実際にお話をうかがい、これからやらなければいけないことがたくさんあることを実感しました。株主様など、社内のことに目を向けていましたが社外に対しても対応しなければいけないなど、教えていただけてよかったです。

### 《マイナンバーとは》

今複数の役所に分散していることでわかりにくくなっている個人の情報を、1つの番号で照合できるようにして行政事務を効率化すると共に、国民の負担や給付が公正・公平なものになるよう開始される制度です。

### 《マイナンバーはどんな時に使われる?》

マイナンバーが使われるのは、雇用保険や社会保険の手続き、源泉徴収票の作成時、年金の請求、児童手当の届出などの機会、来年1月より、順次記載が必要になります。

### 《マイナンバーはどうやってわかる?》

平成27年10月から順次、市区町村から本人の住民票の住所にマイナンバーの通知カード(紙製)が送られてきます。写真付きの個人カードへの切り替えも可能です。



### 《今後会社がやっていくべきことは》

- ①まず会社がマイナンバー制度について理解し、従業員からのマイナンバー収集、安全な社内保管・廃棄方法の決定、マイナンバー取扱規程等の策定を計画的におこなう
- ②10月以降、市区町村から住民票の住所にマイナンバーの通知が送られてくるので、家族分も含め、大切に保管することが必要であると、従業員にも周知教育
- ③委託先(社労士事務所など)の監督 ←適切な委託先の選定、安全管理措置遵守のための契約と実情把握等

・・・セミナーのお申し込みは、以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください・・・

**FAX : 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP**

フリガナ 貴社名	〒 所在地	
Tel		Fax
フリガナ ご参加者名	(役職)	参加日(○で囲んでください) 6/2・6/5
フリガナ ご参加者名	(役職)	参加日(○で囲んでください) 6/2・6/5